

不利益処分 of 処分基準

	処 分 の 内 容	養育者に対する児童扶養手当の支給の制限
	根拠法令及び条項	児童扶養手当法第１１条
	所管部課係名	こども未来部こども支援課こども給付係
基 準	処	
	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	養育者に対する児童扶養手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の１１月から翌年の１０月までは、支給しない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成３１年１月１日最終変更）